

議案第115号

養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

養父市基金条例の一部を改正する条例（平成27年養父市条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

議案第115号 養父市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>附 則 <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、公布の日から施行する。 <u>(この条例の失効)</u> 2 <u>この条例は、平成32年5月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>